

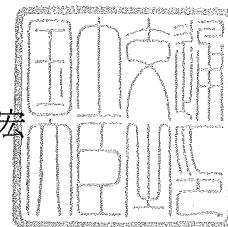
国海員第101号  
平成27年7月22日

## 交通政策審議会

会長　浅野　正一郎 殿

国土交通大臣

太田 昭宏



## 交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第7項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

## 記

## 諮問第224号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について

## 諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第5号）、海上旅客運送業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第6号）を改正することについて、最低賃金法第35条第7項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。